

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第16回理事会議事次第

平成26年 7月 6日(日) 10:30~12:00

場所：沖縄大学2号館 2-406

1 議 事

(1) 事務局および各委員会からの報告(資料1)

(ア) 事務局からの報告

- ① 総会の議事について
- ② 役員を選出について

(イ) 運営委員会からの報告

- ① 平成26年度事業計画

(ウ) その他

* 以下順に、各委員会より。なければ割愛

(2) 平成26年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業(資料2)

(ア) 各種要領と要綱(審査要領の改定について)

(イ) 審査会構成員について

2 その他

(1) その他

(ア) 交流会について(資料3)

(イ) その他

資料1：事務局および各委員会からの報告

資料2：平成26年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業

資料3：その他

役員名簿

役職	名前	出欠	
会長	中野 義勝		
副会長	西平 守孝	委任状	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会	桑江 直哉	
	エコガイドカフェ	猪澤也寸志	
	沖縄エコツーリズム推進協議会	花井 正光	
	沖縄県漁業協同組合連合会	賀数 基和	
	沖縄県自然保護課・緑化推進課	謝名堂 聡	
	沖縄県ダイビング安全対策協議会	案納 昭則	委任状
	梶原 健次		委任状
	環境省那覇自然環境事務所	中野 圭一	委任状
	木村 匡		
	後藤 亜樹		
	コーラルクエスト	岡地 賢	委任状
	桜井 国俊		
	沖縄リーフチェック研究会	安部 真理子	委任状
	NPO 法人グローイングコーラル	上原 直	
	渡嘉敷ダイビング協会	平田 春吉	
	中谷 誠治		
	藤田 喜久		
	宮古島マリンリゾート協同組合	新村 一広	
	八重山サンゴ礁保全協議会	吉田 稔	委任状
	WWF ジャパン	権田 雅之	
監査役	沖縄県衛生環境研究所	金城 孝一	
	上里 幸秀		

○：出席 ×：欠席

報告事項

(1) 事務局および各委員会からの報告

(ア) 事務局からの報告

①第7回総会の議事について

- ・総会議案書をもとに、進行などについて確認します。

②役員の選出について

- ・規約第13条により、現役員の任期が平成26年12月12日までとなっており、時期役員を選出するため、平成26年5月16日（金）～6月1日（日）の期間に、役員選挙を実施した。
- ・規約により、役員選挙では、会長1名、理事18名を互選により選出。
- ・規約により、副会長1名、監査役2名、理事2名を指名。
- ・得票数の多かった被選挙人から順に選出されるが、1名が副会長へ指名され、4名が辞退したため、繰り上がりにより以下の18名が選出された。

【 会長 】 中野義勝

【副会長】 八重山サンゴ礁保全協議会

【 理事 】

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・ 沖縄県自然保護・緑化推進課 | ・ 宮古島マリンリゾート協同組合 |
| ・ 一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会 | ・ NPO 法人グローイングコーラル |
| ・ エコガイドカフェ | ・ 沖縄県宮古事務所 |
| ・ WWF ジャパン | ・ 藤田喜久 |
| ・ 西平守孝 | ・ 環境省那覇自然環境事務所 |
| ・ 沖縄リーフチェック研究会 | ・ 泡瀬干潟を守る連絡会 |
| ・ NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 | ・ 梶原健次 |
| ・ 木村匡 | ・ NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会 |
| ・ コーラルクエスト | ・ 後藤亜樹 |
| ・ 特定非営利活動法人マングローブ EE クラブ | ・ 佐藤崇範 |

【監査役】

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 沖縄県衛生環境研究所 | ・ 沖縄県立博物館・美術館 |
|--------------|---------------|

- ・規約第24条により、会長により事務局長を任命。

【事務局長】

- ・ 沖縄県自然保護・緑化推進課

平成26年 6月10日執行

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員選挙録

1. 開票会場：北部農林振興センター 会議室
2. 選挙立会人氏名：衛生環境研究所（金城孝一）、山川英治
3. 投票状況：

会長選挙

投票総数	有効投票数	無記入	無効投票数
48	48	0	0

各被選挙人の得票数

得票数	選挙人氏名
47	中野義勝
1	西平守孝

理事選挙

投票総数	有効投票数	無記入	無効投票数
48	48	1	0

各被選挙人の得票数

得票数	選挙人氏名
37	沖縄県自然保護・緑化推進課
32	宮古島マリンリゾート協同組合
30	一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会
27	NPO 法人グローイングコーラル
26	エコガイドカフェ
25	沖縄県宮古事務所
20	WWF ジャパン
17	藤田喜久
15	西平守孝
14	環境省那覇自然環境事務所
13	沖縄リーフチェック研究会
13	八重山サンゴ礁保全協議会
12	泡瀬干潟を守る連絡会
11	安倍真理子
11	桜井国俊
11	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会
10	梶原健次
10	木村匡
10	NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会
10	コーラルクエスト
7	中谷誠治
7	鹿熊信一郎
7	後藤亜樹
7	沖縄県漁業共同組合連合会
5	座間味ダイビング協会
3	中村崇
3	大久保奈弥
3	渡辺暢雄
3	沖縄県立博物館・美術館
3	ナンハナリサンゴ調査会
3	コーラルネットワーク
3	ヨロンの海サンゴ礁再生協議会

3	マングローブ EE クラブ
3	沖縄県八重山事務所
3	日本サンゴ礁学会
2	三宅俊司
2	谷口洋基
2	佐藤崇範
2	黒島研究所
2	沖縄総合事務局開発建設部
2	一般財団法人沖縄県環境科学センター
2	沖縄県衛生環境研究所
2	(有)やんばる自然塾
2	ニライ地区のサンゴを見守る会
2	有限会社海の種
2	石西礁湖自然再生協議会
1	中野義勝
1	有光智彦
1	田代豊
1	寺田麗子
1	森本直子
1	古瀬浩史
1	山川英治
1	山城秀之
1	北谷町漁業共同組合
1	海の自然史研究所
1	八重山ダイビング協会
1	石垣市
1	沖縄県環境部環境整備課
1	株式会社エフエム那覇
1	(有)ちむちゅらさ
1	屋我地エコツアーネット
1	株式会社イーエーシー
1	宮古海の環境ネットワーク
1	一般社団法人伊江島観光協会
1	特定非営利活動法人ていだ与勝
1	八重山観光フェリー株式会社
1	サンゴ礁自然誌研究会
1	ジュゴン保護キャンペーンセンター
1	株式会社東京久栄沖縄営業所

1	有光綾子
1	伊江漁業協同組合
1	浪崎直子
1	一般財団法人自然環境研究センター

平成26年 6月10日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 選挙管理委員会

この選挙録の記載が真正であることを確認し、署名する。

選挙立会人 氏名 山川 英治

選挙立会人 氏名 金城 孝一

(イ) 企画委員会からの報告

①平成 26 年度事業計画について

平成 26 年度の協議会の活動計画について以下のとおりのスケジュールで運営したい。

平成26年度 事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会・総会・交流会			6/2 第15回理事会	7/6 第7回総会、第16回理事会 交流会					未定	第17回理事会		
将来委員会						委員会の運営方法の検討	必要に応じて随時					
サンゴ礁イメージ展 協議会ロゴマークの公募				イメージ展 公募期間	協議会ロゴ 公募期間			展示コンテスト 受賞者決定				展示会
おきなわサンゴ礁ウィーク2015						実行委員会設置	準備期間					
							企画決定	イベント公募	会場手配等	取りまとめ・広報など		3/5を含む1週間程度 (3月1日(日)～8日(日)) 予定
サウジアラムコ助成事業				7/7 公募	8/8 公募締切り	8月中 助成先選定審査	9月上旬 助成先の決定					H25事業成果発表会
ホームページの維持管理	随 時											
後援、共催、協賛	随 時											
その他活動に必要な事項 ・広報資料等の作成	随 時											

(ウ) 各委員会からの報告

報告がなければ省略

(2) サウジアラムコ助成事業審査会からの提案について

ア. 各種要領と要綱（審査要領の改訂について）

【経緯】

サウジアラムコ助成事業の審査要領については審査会より、備品（AED、酸素キット）の購入、審査要領の改訂が提案されており、第14回理事会（H25.10.11）で提案を審議したところ、多くの意見があったため、その対応について審査会で検討した。

【審査会提案事項、理事会意見、対応について】

○備品（AED、酸素キット）の購入について

審査会提案事項	理事会の意見	対応について
助成する団体の安全確保のため、AEDや酸素キットなどの備品を購入し、貸し出す。	管理ができないため、購入はできない。備品の誤作動などによる事故は責任がもてないため、購入は控えた方がよい。	備品の購入や貸し出しはしない。応募要件に、安全管理について十分に考慮することを明記する。

○審査要領の改正について

申請内容によって、重点化する評価項目が異なるため、申請内容を種類別に振り分け、活動の種類別に評価項目の配点を決定し評価することが提案されていた。

また、各審査員の間で「良い」「悪い」の評価の幅が異なるため、これを定量化するため、減点法による審査方法を取り入れることが提案されていた。

審査要領の改正について、理事会では以下の意見があったため、それを反映させ、資料2-1のとおり、審査要領の改正を提案する。

	審査会提案事項	理事会の意見	対応について
1	申請内容を確認し・野外活動、・教育普及啓発、・調査研究のいずれかの活動の種類に振り分ける。	2つにまたがる種類の活動が申請された場合はどうするか。どちらかひとつの活動種類に振り分けると採点で不利になる。	申請は、活動の種類別に振り分けない。 （理由）：活動の種類別に分けることで、申請者が不利な状況になる場合がある。
2	振り分けられた活動の種類別に、評価項目の配点比率を決める。	—	申請内容に応じて、評価項目別の配点を決めない。 （理由）1の対応した場合、2の提案はできない。
3	50点満点とし、減点方式で採点する。		減点方式で評価する。
4	—	採択の最低基準を作るべき。	最低基準を審査要領に盛り込む。

イ. 審査員構成員について

審査会の構成員は、以下のとおり提案します。

審査会構成員（案）：審査会長 岡地 賢（理事：コーラルクエスト）
審査員 安納 昭則（理事：沖縄県ダイビング安全対策協議会）
審査員 中野 圭一（理事：環境省那覇自然環境事務所）
審査員 後藤 亜樹（理事：個人会員）
審査員 吉田 稔（理事：八重山サンゴ礁保全協議会）
審査員 謝名堂 聡（理事：沖縄県自然保護・緑化推進課）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領（案）

事業名：「平成 26 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

1. 審査員について

- (1) 審査会の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
 - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
 - ②審査は減点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
 - ③審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
 - ④事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
 - ⑤審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
 - ⑥審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
 - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
 - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

- (1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。
- (2) 評価項目および各評価項目の配点は次の通りとし、総得点を50点とする。
- | | |
|-----------------|------------|
| <u>①事業の必要性</u> | <u>10点</u> |
| <u>②事業の保全効果</u> | <u>10点</u> |
| <u>③事業の波及効果</u> | <u>7点</u> |
| <u>④計画の妥当性</u> | <u>5点</u> |
| <u>⑤経費の妥当性</u> | <u>8点</u> |
| <u>⑥事業の安全性</u> | <u>5点</u> |
| <u>⑦事業の遵法性</u> | <u>5点</u> |
- (3) 審査員は総得点50点から、申請書に減点対象となる内容があれば、対応する該評価項目の配点内（最低得点は0点）で減点していく。減点する場合は、下記の基準で判断すること。
- ①申請書中に、減点対象をなる内容があれば、その対象毎に減点する。
- ②判断の基準は、減点対象の内容が「良くない」と判断される場合は-1点、「非常に良くない」判断される場合は-2点とする。
- ③いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が0点の評価をした場合、当該申請は不採択とする。

6. 助成対象の決定について

- (1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。
- (2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

平成 26 年 6 月 23 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会員の皆様

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
中野義勝

交流会の演題募集

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、会員相互の連携を深めるため、今年も交流会を実施します。現在 119 名（平成 26 年 4 月 24 日時点）の会員が在籍しておりますが、それぞれの団体・個人が「どこで、どのような活動をしているのか？」ということが会員同士で十分に共有できていない、またはそのような情報共有の機会がないと感じております。

そのため、交流会で日頃、皆様が地域で行っているサンゴ礁保全活動について報告しあい、それぞれの会員がどんな活動をしているのかを知るきっかけをつくりたいと思います。

つきましては、下記のとおり、交流会の発表演題を募集します。

記

【開催日時】平成 26 年 7 月 6 日（日）15：00～16：30 ※第 7 回総会の後

【会場】沖縄大学 2 号館 2-406

- 【募集内容】
- ・交流会での活動報告 3 題（先着順）
（日頃、会員等が行っている活動についての報告）
（3 題の演題が決定した時点で募集を締め切ります）
 - ・報告時間 1 団体あたり 15 分（10 分発表、5 分意見交換）
 - ・発表形式は定めません。パワーポイント、配付資料、口頭発表などを用いて発表してください。
（当日は、スクリーン、プロジェクター、PC は事務局が準備します）
 - ・その他（配布資料があれば、各自で印刷し準備すること）

【申し込み方法】別添の様式 1 を記入し、事務局までメールで提出して下さい。

送付先：coralreef@okikanka.or.jp

問い合わせ先：098-866-2243（神谷）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 — 交流会 —

【開催日時】平成26年7月6日（日）15：00～16：30

【会場】沖縄大学2号館 2-406

【目的】協議会の会員相互の連携を深めるため、会員等が地域で行っているサンゴ礁保全活動について報告する機会を設け、会員同士がどんな活動をしているのかを知るきっかけを作る。

【プログラム】

①会員等による保全活動の紹介 15：00～15：45 （3題）

・ NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会

わくわくサンゴ石垣島プロジェクトの活動事例報告
— サンゴ礁を学ぶ為の大人の取り組みについて —

・ 沖縄県自然保護・緑化推進課

沖縄県のサンゴ礁保全の取組みについて

・ エコガイドカフェ

サンゴ礁を守るオニヒトデ対策の鍵
— 宮古島スマートコントロールモデルの紹介 —

②協議会理事と交流会参加者による活動紹介 15：45～16：30

参加者より5分程度、普段どのような形でサンゴ礁保全に関わっているかについて紹介していただく。

- ・ WWF ジャパン
- ・ 一般財団法人自然環境研究センター
- ・ 後藤亜樹
- ・ 宮古島マリンリゾート協同組合
- ・ その他

③意見交換

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

(助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

(普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

(助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理
- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務
- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

(審査会)

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、審査会を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。
- 3 審査会は、第4条により提出された助成申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。

(助成対象の決定等)

第8条 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を助成審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、別に定める要領等に従うものとする。

(活動費等の変更)

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成対象活動の実施確認)

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書（第

5号様式) に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知する。

2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第7号様式)により、助成金の返還を命じることができる。

3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

平成 26 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

・本助成に係る対象経費は、非営利な活動内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費や飲食、菓子代などは対象外とします。

例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費、備品など。

4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。

(3) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

(4) 活動内容の変更等については、前もって協議会の承認を受けること。

5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、実績報告書（第 5 号様式）を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内。

(4) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。

6. 助成金の確定

助成活動実績報告書（第 5 号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 6 号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限に、請求に基づき概算払いをすることができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。

(2) 精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。

平成 26 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるもの
- ・団体等の運営に係る人件費、飲食・菓子代などは不可。

4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 予算及び採択団体または個人

- ・平成 26 年度予算総額 300 万円
- ・5～10 団体への助成を予定（1 団体あたり 30 万円～60 万円）
- ・平成 26 年度予算総額から採択団体に分配

6 事業実施期間

決定の日から 1 年間

7 応募方法

(1) 提出書類

① 必須書類

- ・ 助成申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

(2) 問い合わせ及び提出先

委託先が決定次第

(3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

(4) 提出期限

平成 26 年**月**日必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（計画の実現性、斬新さ、計画の妥当性、継続性、効果、緊急度）と、活動内容と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

(2) 安全管理対策について十分に検討し、事業計画書を作成すること。特に、潜水をともなう活動を行う場合は、AED、酸素キットの準備を行うこと。活動主体となる団体がこれらの備品を持っていない場合は、借用などを検討すること。

サンゴ移植活動審査基準

1. サンゴ移植の目的が明確であり、単なる集客目的のイベントになっていないこと。
2. 移植に用いるサンゴは、当該地域の関係法令規則に基づいて採捕され由来のはっきりしたものを使っている。
 - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
 - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
3. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
 - a. 海外産のサンゴでない。
 - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
4. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
5. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
 - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
 - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
 - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
 - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
 - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
 - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
 - g. 移植先の元の環境に配慮している。
6. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
7. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
8. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（活動の経過・結果・成果など）が含まれている。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。

< <http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf> >

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「平成 25 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

1. 審査員について

- (1) 審査会の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
 - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査に必要な書類を審査員へ送付する。
 - ②審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、別途定める（4. 審査項目）審査項目について評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
 - ③事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
 - ④審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
 - ⑤審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
 - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
 - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

(1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。

(2) 評価項目は次の通りとする。

- ①計画の妥当性
- ②事業の必要性
- ③事業の実現可能性
- ④事業の保全効果
- ⑤事業の安全性
- ⑥経費の妥当性
- ⑦事業の遵法性

(3) 審査員は各評価項目について5段階の評価を行う。評価は受理された申請を相対的に評価すること。

5. 助成対象の決定について

(1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。

(2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

第4号議案 平成26年度収支予算(案)について

「第2号議案 平成25年度収支決算報告」で一般会計の前年度繰越金が「1,747,793」となっているため、「第4号議案 平成26年度収支予算(案)」で一般会計の前年度繰越金を「1,747,793」としなければならないところ、「1,747,293」となっていました。

また、収入の表で前年度繰越金が一般会計「1,467,794」、サウジアラムコ基金「6,122,403」となっていますが、一般会計「1,747,793」、サウジアラムコ基金「3,220,571」と「150,006.15(ドル)」が正しい値でした。

そのため、「第4号議案 平成26年度収支予算(案)」の一般会計の前年度繰越金部分と、収入の表の前年度繰越金(表中の塗りつぶし部分)を修正いたします。修正に伴い、一般会計の前年度繰越金と前年度繰越金が含まれる合計額も修正が必要になったため、表中の塗りつぶし部分も議案書の平成26年度収支予算(案)から修正いたします。

	一般会計	サウジアラムコ 基金	total
前年度繰越金	1,747,793	3,220,571	4,968,364
		150,006.15(ドル)	150,006.15(ドル)
収入	200,000	-	200,000
支出	1,928,000	3,005,000	4,933,000
口座の移動	1,000,000	-1,000,000	-
次年度繰越金	1,019,793	-784,429	235,364
		150,006.15(ドル)	150,006.15(ドル)

● 収入	一般会計	サウジアラムコ 基金	total
1) 寄付	100,000	-	100,000
2) その他助成金等	100,000	-	100,000
3) 口座の移動	1,000,000	-	-
4) 前年度繰越金	1,747,793	3,220,571	4,968,364
		150,006.15(ドル)	150,006.15(ドル)
	収入合計		5,168,364
			150,006.15(ドル)

● 支出	一般会計	サウジアラムコ 基金	total
1) 活動費	460,000	5,000	465,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)		
アジェンダ21会費	(5,000)		
環境フェア出展費用等	(5,000)		
広報資料作成(リーフレット増刷等)	(200,000)		
サンゴ礁ウィーク開催費用	(200,000)		
2) 会議費	50,000		50,000
3) 消耗品、備品	-		-
4) 旅費	898,000		898,000
理事会等旅費	(748,000)		
審査会旅費	(50,000)		
シンポジウム等旅費	(100,000)		
5) 謝金	-		-
6) 通信費	10,000		10,000
7) 雑費	10,000		10,000
8) 委託費	500,000		500,000
事務委託費	(500,000)		
9) 協賛金	-		-
10) 助成金		3,000,000	3,000,000
平成26年度助成事業		(3,000,000)	
11) 口座の移動		1,000,000	
12) 次年度繰越金	1,019,793	-784,429	235,364
		150,006.15(ドル)	150,006.15(ドル)
	支出合計		5,168,364
			150,006.15(ドル)